

史跡百舌鳥古墳群保存活用計画（案）に対する ご意見を募集します

堺市では、史跡百舌鳥古墳群を適切に保存管理・活用して次世代へと確実に継承していくため、史跡百舌鳥古墳群保存活用計画（案）をとりまとめました。

つきましては、パブリックコメント制度に基づき同案に対する市民の皆様のご意見を募集します。

1 募集期間

令和5年1月4日（水）～2月3日（金）

2 ご意見の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由です。

なお、口頭（電話等を含む。）では受け付けておりませんので、ご了承ください。

○郵送の場合：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所世界遺産課あて

○窓口に直接持参の場合：堺市役所 世界遺産課（堺市役所高層館5階）

○ファックスの場合：072-228-7014

○電子メールの場合：sei@city.sakai.lg.jp

※本市ホームページのパブリックコメント意見募集フォームからも提出いただけます。

3 内容

○史跡百舌鳥古墳群保存活用計画（案）【概要】

○史跡百舌鳥古墳群保存活用計画（案）

4 閲覧・配付場所

令和5年1月4日（水）から、堺市ホームページのほか、市政情報センター（堺市役所高層館3階）、各区役所の市政情報コーナー、各図書館、堺市役所 世界遺産課（堺市役所高層館5階）でご覧になれます。また、同所にて資料を配付します。

※新型コロナウイルス感染症の影響で閲覧できる窓口が閉まっている場合があります。

5 その他

- 提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する堺市の考え方を市ホームページ等で一定期間公表します。
 - ・ご意見を提出された方の個人情報公表いたしません。
 - ・ご意見を提出された方に対し、個別の回答はいたしません。
 - ・ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表します。
- 単に賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、ご意見の概要や本市の考え方をお示しできませんので、ご了承ください。
- 提出されたご意見のうち、個人や団体の利益を害するおそれのある情報については公表しません。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課 : 文化観光局 文化部 世界遺産課 電 話 : 072-228-7014 ファックス : 072-228-7251
----------------------------	---

史跡百舌鳥古墳群保存活用計画 概要版

沿革と目的

【計画策定の沿革と目的】

- 平成26年3月に百舌鳥古墳群として史跡に指定された。
- 平成27年3月に「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」を策定し、それに基づき古墳群の保存管理を進めてきた。
- 旧計画策定後、文化財保護法改正、御廟山古墳内濠などが追加指定されたこと、また、令和元年7月に世界遺産に登録されたことを受け、追加指定と登録時の追加的勧告に対応するため、百舌鳥古墳群の保存管理と活用の基本方針を示した新計画を策定する。

【計画の対象範囲】

墳丘が現存する44基のうち、国指定史跡の19基*の指定地及びその周辺

- *いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右工門山古墳、錢塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳、御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠（下線：世界遺産構成資産12基）

史跡の本質的価値

指定説明文に基づき、史跡の本質的価値*を次のとおり整理する。

- * 史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値

- 4世紀後半から6世紀前半に築造された様々な形態・規模の古墳で構成される
- 古墳時代の政治的・社会的構造を如実に示している
- 古墳時代の中央政権の状況を知ることができる極めて重要な古墳群である

史跡の現状と課題

【保存】 未指定部分の追加指定

【活用】 調査研究の継続、史跡への関心の有無に関わらない来訪契機の創出

【整備】 保存整備：危険木伐採、濠水による墳丘裾の侵食阻止

活用整備：百舌鳥古墳群全体の説明板設置

【運営・体制】 庁内外の関係機関の連携強化

大綱

- 史跡の本質的価値を確実に守り、後世に継承する
- 史跡の価値を体感できる整備と活用により、人々に身近で親しまれる史跡をめざす



基本方針

保存管理

- 史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承する
- 史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに各古墳の史跡の現状変更の取扱いを定め、適した保存管理の方針と方法を示す
- 古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全し、指定範囲のみならず周辺環境の一体的な保全を図る
- 調査結果に基づき、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲においては、所有者の意向を尊重しつつ追加指定、公有化に取り組む

活用

- 史跡を取り巻く自然環境や周辺に分布する歴史・文化資産と連携し、人々に親しまれるような多面的活用を推進する
- 全ての世代や対象に対して、知的好奇心や学習ニーズを満たすことのできる活用を推進する

整備

- 史跡の本質的価値の構成要素を良好な状態で後世へと確実に継承するため、必要に応じて整備を推進する
- 学術的調査で得られた成果が実感できるような整備を段階的に行い、古墳の公開をめざす
- 古墳群としての一体性が理解できるよう、古墳相互間の地形やそれら環境が連続的に眺望できる環境整備の実施をめざす

運営・体制

- 庁内の連携体制や管理主体としての体制の充実・強化を図り、地域の人々とも協働・連携した維持管理をめざす
- 世界遺産として登録された百舌鳥・古市古墳群において、その保存活用に取り組む関係団体や研究機関との連携を図る